

## グリーン住宅ポイント対象住宅証明書発行業務の手数料（税込み金額）

### 1 一戸建ての住宅

条件	手数料（戸当たり）
ポイント証明書のみ	37,000 円(※1)
ポイント証明書+確認申請	32,000 円(※1)

(※1) 当社が交付した（別表 1）の評価書等において、外皮性能基準と一次エネルギー消費量基準の両方が適合している場合は 5,000 円とします。

また、当社が交付した（別表 1）の評価書等において、外皮性能基準が適合していない場合は、これを適合するよう審査するため、ポイント証明書のみの場合は表の半額の 18,000 円、ポイント証明書+確認申請の場合は表の半額の 16,000 円とします。

### 2 共同住宅等

#### (1) 注文住宅の新築又は新築分譲の購入（個別依頼）

条件	手数料（戸当たり）
ポイント証明書のみ	40,000 円(※2)
ポイント証明書+確認申請	35,000 円(※2)

(※2) 当社が交付した（別表 1）の評価書等において、外皮性能基準と一次エネルギー消費量の両方が基準に適合している場合は 5,000 円とします。

また、当社が交付した（別表 1）の評価書等において、外皮性能基準が適合していない場合は、これを適合するよう審査するため、ポイント証明書のみの場合は表の半額の 20,000 円、ポイント証明書+確認申請の場合は表の半額の 17,000 円とします。

#### (2) 注文住宅の新築又は新築分譲の購入（一括依頼）、賃貸住宅の新築（一括依頼）

条件	手数料（棟当たり）
ポイント証明書のみ	46,000 円(※3、※4)
ポイント証明書+確認申請	12,000 円(※3、※4)

(※3) 共同住宅等の戸数が 2～4 戸：50,000 円、5～15 戸：99,000 円、

16～45 戸：157,000 円、46～100 戸：212,000 円を手数料に加算します。

(※4) 当社が交付した（別表 1 又は別表 2）の評価書等において、外皮性能基準と BEI が 0.9 以下の両方が適合している場合は 5,000 円とします。

また、当社が交付した（別表 1 又は別表 2）の評価書等において、外皮性能基準が適合していない場合は、これを適合するよう審査するため、上記で

算定した額の半額とします。(1,000 円未満切り捨て)

【注 1】 変更に係る証明書発行業務の手数料は、上記手数料の半額とします。

(1,000 円未満切り捨て)

【注 2】 再発行の手数料は、証明証 1 件につき 2,200 円とします。

【注 3】 「ポイント証明書」とは「グリーン住宅ポイント対象住宅証明書」のことです。

(附則) この手数料は、令和 3 年 3 月 25 日から適用します。

(別表 1)

注文住宅の新築及び新築分譲住宅の購入の場合に活用できる評価書等の例

評価書等	省略対象となる条件等
設計住宅性能評価書	断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上を取得しているもの
建設住宅性能評価書	
BELS 評価書 (外皮基準について「適合」と表示) されたもの)	基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イに規定する外皮性能の基準
BELS 評価書 (一次エネルギー消費量について「適合」と表示) されたもの)	基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロに規定する一次エネルギー消費量等の基準
フラット 35S 適合証明書 (金利 B プランの省エネルギーの基準に適合しているものに限る) 及び設計検査申請書 (令和 2 年 12 月以前に設計検査の申請をしたものに限る)	断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4
フラット 35S 適合証明書 (金利 A プランの省エネルギーの基準に適合しているものに限る) 及び設計検査申請書	一次エネルギー消費量等級 5 以上
すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書 (断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上の基準を満たすもの)	断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上
贈与税の非課税措置の住宅性能証明書 (断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上の基準を満たすもの)	

「基準省令」とは、建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号) に基づく建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成 28 年経済産業省・国土交通省第 1 号) をいう。

- 提出図書については、外皮性能基準が適合していない場合、又は一次エネルギー消費量計算をしていない場合は、これを適合にする検討資料の提出が必要になります。

(別表2)

賃貸住宅の新築の場合に活用できる評価書等※1の例

評価書等	省略対象となる条件等
設計住宅性能評価書※2 (断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4を取得しているもの)	当該共同住宅等が基準省令第1条第2号イ(1)に規定する外皮性能の基準に適合すること
建設住宅性能評価書※2 (断熱等性能等級4を取得しているもの)	
設計住宅性能評価書 (一次エネルギー消費量等級5を取得しているもの)	当該共同住宅等のBEIが0.9以下であること
建設住宅性能評価書 (一次エネルギー消費量等級5を取得しているもの)	
BELS評価書※2(外皮基準について「適合」と表示)されたもの)	当該共同住宅等が基準省令第1条第2号イ(1)に規定する外皮性能の基準に適合すること
BELS評価書(☆3つ以上)	当該共同住宅等のBEIが0.9以下であること
低炭素建築物新築等計画認定通知書	当該共同住宅等が基準省令第1条第2号イ(1)に規定する外皮性能の基準に適合し、かつ、当該共同住宅のBEIが0.9以下であること

※1 住棟または、全住戸が評価書を取得している場合

※2 仕様基準の場合を除く

○ 提出図書については、外皮性能基準が適合していない場合、又は一次エネルギー消費量計算をしていない場合は、これを適合にする検討資料の提出が必要になります。